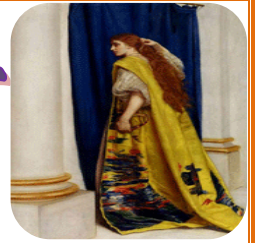




「モルデカイの会」のニュースレター

2015年8月号No.8 [モルデカイの会 事務局](mailto:front@mordecai.jp) (front@mordecai.jp)



民事裁判・控訴審（第2審）判決について

「モルデカイの会」代表 加藤光一



2015年7月29日、東京高裁・第1民事部（石井忠雄裁判長）は、小牧者訓練会代表・卞在昌（ビュン・ジューチャン）（以下、「ビュン」という）の関わる、控訴審第1、第2、および第3事件について、いずれも、以下のとおり控訴棄却の判決を言渡しました。

- 「セクハラ裁判（第1事件）」は、第1審原告4名（A、B、C、D）全員勝訴。ビュンの不法行為（セクハラ行為）を認め、ビュン個人と教団に損害賠償責任を認めた第1審判決を維持し、ビュンおよび教団の控訴を棄却した。
- 「パワハラ裁判（第2事件）」は、第1審原告（E）の敗訴。ビュンらの不法行為を認めなかった第1審判決を維持し、第1審原告Eの控訴を棄却した。
- 「名誉毀損裁判（第3事件）」は、ビュンおよび教団の敗訴。ビュンらの訴えを認めなかった第1審判決を維持し、ビュンらの控訴を棄却した。

今回の控訴審において、パワハラ裁判では第1審原告敗訴の残念な結果となりましたが、セクハラ裁判で、ふたたび、第1審原告4名が全員勝訴したことで、（1）教会は治外法権の場ではないこと、（2）不祥事を内部でうやむやに処理することは許されないこと、（3）教会内で起きた不法行為の被害者が司法の場で救済され得ることが明確に示されたことを、私たちは高く評価しています。

セクハラ裁判（第1事件）に関する控訴審（第2審）判決の要点：

控訴審（第2審）判決は：

- （1）第1審被告ビュンおよび被告教団による特異な権威主義的教会運営が事件発生のメカニズムであるとし、第1審被告ビュンがその地位を悪用して第1審原告らに不法行為（セクハラ行為）を繰り返したことを認容して被告ビュン個人のみならず被告教団にも賠償責任を課した、第1審判決を維持した。
- （2）第1審被告ビュンの不法行為（セクハラ行為）について第1審判決よりもさらに踏み込んで、「第1審被告ビュンは、第1審被告教団の主任牧師であり、最高位の霊的指導者としての立場を利用して、自らの要求に応じることが神の奥義であるかのように指導し、第1審原告（セクハラ被害者A、B、C、Dのすべて）が第1審被告ビュンに抵抗することが困難な心理状況にあることに乗じて、性的意図に基づき各セクハラ行為に及んだ。」とした。

(3) 第1審被告ビュンの不法行為（セクハラ行為）の中身を第1審判決よりも詳細化し、「第1審原告ら（A、B、C、Dのすべて）の自由な意思に基づく同意があったと認めることはできず、第1審被告ビュンの行為は、第1審原告らの性的自由及び人格権を侵害した違法な行為であり、第1審原告らに対する不法行為が成立すると認められる。」とした。

セクハラ裁判原告の方々から寄せられたコメント

原告Aさん：

第2審においても私達の訴えが事実と認められ、安堵しています。刑事裁判では証拠が不十分という理由で無罪判決となり、被害の証言のみでは司法のルールの壁を打ち破れず、真実とは違う理不尽な結果に打ちのめされる思いでしたが、民事裁判のこの判決で私達の名誉が少し回復された気がします。

国際福音キリスト教会にいた十数年間で失った物、奪われたものを完全に取り戻すことは大変難しく、決して平坦な道ではありませんが、神様の憐れみゆえにこの7年間で少しずつ人間らしい生活を取り戻しつつあります。

パワハラの評決に関しては正直なところ腑に落ちませんが、できる事は全て成したので結果は神様に委ねていきます。

私達の証言を信じて下さり、この裁判をここまで支援して下さいました皆様へ心より感謝いたします。

原告Bさん：

今まで長い間応援して頂き本当に有難うございました。感謝しきれません。パワハラの評決は残念でしたが、被害の事実を知って頂きたいです。

この事で長く苦しみプレッシャーもありましたが、やっと解放され希望がみえてきましたことを真実な方に心から感謝でいっぱいです。

これから新しいスタートができそうです。もう二度と こうゆう事は起ってほしくないですし、一人でも そうゆう中にいる方がいましたら、いち早く気付くチャンスになってほしいと心から願います。本当に有難うございました。

原告Cさん：

控訴棄却の評決を聞いて、一番初めに心に浮かんだのは「ああ、よかった」という安堵の思いです。控訴審が始まってから、心のどこかに不安な思いがありました。

しかし、神様は真実な方であることをもう一度心から実感することができ、本当に感謝の思いでいっぱいです。これまでの6年という長い道のりを振り返ると、いつも神様が共にいて励まし続けてくださったこと、そして私はひとりではなく、たくさんの方々によって支えられていることを思われます。

支援してくださっているすべての方に心から感謝します。まだ終わりではないですが、最後まで神様を見上げて進んでいきたいと思えます。



原告Dさん：

この6年間で味わった様々な苦しみは到底言葉に言い表すことはできません。一番苦しかったのは自分が裁判の当事者（原告）であることの「孤独感」でした。事件がセクハラであるため、軽々しく誰にでも相談できず、家族にさえその気持ちを十分に分かち合うことが出来ませんでした。家族でさえも全てを受け止めることが出来ないほど、現実が重すぎたというのが実際だったのかもしれません。

「本当に神が正しく聖いお方であるならば、あなたがまことの勝利者であるならば、その強い御手で虐げられている者を救うのでなければ、私が信じているものは何なのですか？神様！応えてください、すべてのクリスチャンが納得できるように。」と、私は祈り、叫び続けました。

今回の控訴審で、主は祈りに応えてくださいました。今は静かな日常に差し込んだ不幸の陰を振り払われて、私自身、深い平安に包まれています。この裁判を通して、正しいことが正しいと証明されるのは本当に困難なことだという事を学びました。この世は悪がはびこり大手を振って歩くような場所。だからこそ、今回の勝利は本当に多くの人々の支えと祈り、犠牲があって得られたものだと思えます。

勇気を持って共に立ち上がって長い戦いを貫いてくださった多くの人々に、篤い祈りに心から感謝をいたします。



パワハラ裁判原告Eさんから寄せられたコメント

とても悔しいです。指導者の言うことを聞くことが正しいと思い込まされ続けた被害ということではメカニズムはセクハラと同じなのにわたしのパワハラ被害だけが認められないことに憤りがあります。パワハラによる精神的苦痛を受け、それだけじゃなく、精神疾患にまでなり、これほどの被害にあったにも関わらずパワハラが認められないとは本当におかしいです。国際福音キリスト教会に8年、病気になってから8年になります。私の青春の真っ只中の時間を返して欲しいです。



元信徒Nさんからのコメント

モルデカイの会の皆様のご苦勞に心から感謝します。裁判の問題がすべて解決して、過去にとらわれることなく、傷ついた兄弟姉妹が未来へ向かうことができる日が来ることを願っています。

元信徒Kさんからのコメント

ビュンさんや教団には、自らの非を認めて、被害を受けた姉妹たちに対して謝罪し、キチンと償いをして欲しいと思います。何よりも、長い間闘ってきた姉妹たちに平安の日々を早く届けてあげたい。



元信徒Fさんからのコメント

裁判の結果が公になって、この事件で傷ついた人たちが（散らされて行った人たちや、今もなお教団に残らざるを得ない人たちを含めて）、新しく出発できることを望みます。個人的には、教団に残る人たちが、ビュン被告の縛りから解放されて、ふたたび、主イエスさまのためにのびのびクリスチャン人生をまっとうできたら、、、と願います。



上告審について

これら一連の裁判はまだ終わりではありません。第1審被告ビュンと被告教団は、セクハラ裁判（第1事件）および名誉毀損裁判（第3事件）の控訴審判決を不服として、最高裁へ上告しました。一方、パワハラ裁判（第2事件）第1審原告も、法的救済を求めて、同じく最高裁へ上告しました。最高裁の判断が出るまで、しばらく時間がかかります。

みなさまには、セクハラ裁判、パワハラ裁判の原告の方々およびそのご家族のために続けてご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

裁判の詳細については、「モルデカイの会」ホームページをご覧ください。 <http://www.mordecai.jp/>

